

**「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」
の改定案に対する意見募集結果及び対応（案）**

○意見募集の対象：国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針の改定案

○意見募集期間：令和4年11月15日（火）～令和4年12月14日（水）

○意見提出の状況

【意見提出の総件数】		9	件	
【提出者の内訳】	一般（不明を含む）	7	者	
	事業者	2	者	
【意見内容の総件数】		15	件	
<u>意見内容の内訳</u>				
	電気の供給を受ける契約に対する意見	3	件	（番号 1～3）
	建築物に係る契約に対する意見	10	件	（番号 4～13）
	その他の意見	2	件	（番号 14,15）

主な意見の概要と意見に対する考え方（案）

番号	主な意見の概要	意見に対する考え方（案）
1	「再生可能エネルギー電気の最低限の割合を明記」に関しては環境負荷軽減の観点から好ましい。	—
2	電力の供給において最終保障供給契約が急増している状況を踏まえ、調達業務上実質的に対応できない可能性が一定程度発生する可能性が考えられることから、そうしたケースへの配慮や時限的な取扱いを示したほうがよいのではないか。	基本方針解説資料において、調達が困難な場合の対応について記載しています。
3	「可能な限り再生可能エネルギー電源の導入拡大に資する再生可能エネルギー電気の調達に努めるものとする」の追記に賛同。ただし、再生可能電源の新たな導入拡大に資する電源について基本方針解説資料に記載することが望ましい。	基本方針解説資料において、調達対象となる電源の環境負荷等を確認するなど可能な限り再生可能エネルギー電源の導入拡大に資する再生可能エネルギー電気の調達に努める旨記載しています。
4	「主要設備等の更新、改修計画の検討に当たっては、当該施設のエネルギー消費量等を踏まえ、総合的な観点から ESCO 事業導入可能性の判断を行い、ESCO 事業を可能な限り幅広く導入するものとする」の項目が削除されているが、省エネ性、環境性、資金面のメリットを考慮すれば ESCO の手法を活用することは重要であり、当該項目を削除する必要はない。	今般の改定案では、「ESCO 事業」及び「その他の省エネ改修事業」を合わせて「建築物の改修」としており、「改修計画の検討に当たっては、当該施設の特性、エネルギー消費量等のデータ計測・分析及びデータの分析結果等を踏まえ、ESCO 事業の導入可能性判断を行う等、総合的な観点から適切な建築物の改修事業を選択する」こと、すなわち、発注者が当該施設について総合的に検討を行い、より適切な改修事業を選択することが必要です。また、引き続き「ESCO 事業の導入可能性判断を行う」ことを明示的に求めており、現行の基本的事項の内容と変わるものではありません。 このため、原文のとおりとします。
5	「ESCO 事業の導入可能性判断を行う等」との明示的記載があることに賛同。これまでは「可能な限り幅広く導入するものとする」と記載されていたところであり、ESCO 事業の採用がおろそかにならないように、「ESCO 事業の導入可能性判断を行う等」は、「ESCO 事業の導入可能性判断を積極的に行う等」に強調してはどうか。	
6	ESCO 事業以外の省エネ改修事業が位置づけられることになるが、それによって ESCO 事業の重要性が棄損されるものではないことから、「主要設備等の更新、改修計画の検討に当たっては、当該施設のエネルギー消費量等を踏まえ、総合的な観点から ESCO 事業導入可能性の判断を行い、ESCO 事業を可能な限り幅広く導入するものとする」の箇所を削除する必要はない。	

番号	主な意見の概要	意見に対する考え方（案）
7	ESCO 事業は幅広く導入されるべきと考えており、「主要設備等の更新、改修計画の検討に当たっては、当該施設のエネルギー消費量等を踏まえ、総合的な観点から ESCO 事業導入可能性の判断を行い、ESCO 事業を可能な限り幅広く導入するものとする」の箇所は残すべき。	
8	「ESCO 事業を可能な限り幅広く導入するものとする」の箇所が削除されているが、これは ESCO 事業が導入されなかった要因を分析した結果を踏まえて、国の施設へ幅広くの ESCO 事業を導入することはしないと判断したということか。	
9	国の官庁物件で ESCO 事業の着実な採用拡大を図るためにも、官庁物件等で省エネ改修事業の採用状況や採用が進まない要因などについて、適宜、調査・フォローを実施することが必要であり、基本方針に「省エネ改修事業の採用状況や採用が進まない要因などについて適宜、調査・フォローを実施するものとする」との主旨を当該部分の中に記載してはどうか。	改修計画の検討に当たっては、総合的な観点から適切な建築物の改修事業を選択することとしており、当該施設の特長やエネルギー消費量等の分析を踏まえ ESCO 事業又はその他の省エネ改修事業を選択することとなるため、原文のとおりとします。 なお、環境配慮契約の締結実績については、毎年度調査を行い、取組状況等を把握しています。
10	ESCO 事業が導入されなかった要因、課題について分析、検証等されているのか。	環境配慮契約の締結実績については、毎年度調査を行い、取組状況等を把握しています。また、平成 27 年 3 月に「ESCO 導入事例集」を作成し、導入促進をはかっています。
11	「その他の省エネ改修事業に係る契約」を環境配慮契約の対象にすることに賛同。	—
12	運用データの活用、維持管理におけるエネルギー管理が記載されたことで、エネルギーマネジメントを意図する契約が期待できることから賛同。	—
13	その他の省エネ改修事業が加わったことで、国の施設等での環境配慮契約の拡大がなされることを期待。ただし、法律の構成および省エネ効果の確保の観点からは、「その他省エネ改修事業」よりも「ESCO 事業」のほうが優先されるべき。	改修計画の検討に当たっては、総合的な観点から適切な建築物の改修事業を選択することとしており、当該施設の特長やエネルギー消費量等の分析を踏まえ ESCO 事業又はその他の省エネ改修事業を判断するものです。より適切な改修事業を選択することが重要であり、特に「ESCO 事業」と「その他の省エネ改修事業」の間に優劣はつけておりません。
14	会議で紙を使用することを止め、デジタルデータの配布にすべき。	今後参考とさせていただくための御意見として、掲載させていただきます。
15	原料調達から廃棄にまでのコスト、事務手続きに要する資源消費、労働力等を含め、環境負荷低減につながっているか疑問。	今後参考とさせていただくための御意見として、掲載させていただきます。